

改正案	現行
<p>(会計監査人の就任又は退任の届出)</p> <p>第四十七条 組合は、省令第二百三十一条第一項第二十二号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、届出書(様式第七十九号)を提出しなければならない。</p> <p>(不祥事件の届出)</p> <p>第四十八条 組合は、省令第二百三十一条第一項第二十二号に掲げる場合又は信用事業命令第五十八条第一項第十五号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書(様式第八十号)を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 不祥事件の概要を記載した書類</li> <li>二 その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>(組合の概況等に関する報告)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>(役員に関する報告)</p> <p>第五十条 組合は、役員に異動があつたときは、異動報告書(様式第八十一号)を提出しなければならない。</p> <p>(総会又は総代会に関する報告)</p> <p>第五十一条 組合は、総会又は総代会を招集するときは、その開催の日前十日までに、総会又は総代会に提出予定の議案を添付した報告書(様式第八十二号)を提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(不祥事件の届出)</p> <p>第四十七条 組合は、省令第二百三十一条第一項第二十一号に掲げる場合又は信用事業命令第五十八条第一項第十五号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書(様式第七十九号)を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 不祥事件の概要を記載した書類</li> <li>二 その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>(組合の概況等に関する報告)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>(役員に関する報告)</p> <p>第四十九条 組合は、役員に異動があつたときは、異動報告書(様式第八十号)を提出しなければならない。</p> <p>(総会又は総代会に関する報告)</p> <p>第五十条 組合は、総会又は総代会を招集するときは、その開催の日前十日までに、総会又は総代会に提出予定の議案を添付した報告書(様式第八十一号)を提出しなければならない。</p>